

（設置）

第1条 室蘭工業大学（以下「本学」という。）に、教育研究にかかる国際交流の促進に資するため、室蘭工業大学国際交流会館（以下「国際交流会館」という。）を置く。

第2条 国際交流会館に、外国人研究員宿舎（以下「研究員宿舎」という。）、外国人留学生宿舎1（以下「留学生宿舎1」という。）を置く。

（管理運営責任者）

第3条 国際交流会館に、管理運営責任者として館長を置き、国際交流センター長をもって充てる。（収容定員）

第4条 国際交流会館の収容定員は次のとおりとする。

- （1） 研究員宿舎 単身用 6人（6室）
 家族用 2人（1室）
- （2） 留学生宿舎1 単身用 12人（12室）

（入居資格）

第5条 研究員宿舎に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 本学において研究に従事する外国人研究員及びその家族
 - （2） 前号に掲げる者のほか、館長が適当と認めた者
- 2 留学生宿舎1に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- （1） 本学に在籍する外国人留学生
 - （2） 外国人短期研修学生
 - （3） 外国人インターンシップ研修生
 - （4） 前各号に掲げる者のほか、館長が適当と認めた者

（入居手続）

第6条 国際交流会館に入居を希望する者は、外国人研究員にあつては外国人研究員宿舎入居願を、外国人留学生、外国人短期研修学生、外国人インターンシップ研修生にあつては外国人留学生宿舎入居願を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、選考の上これを許可し、外国人研究員にあつては受入教員に、外国人留学生にあつては本人に通知する。

（居室の指定等）

第7条 入居者の居室の指定は、館長が行う。

2 館長は、研究員宿舎にあつては、入居者の家族の帰国等により入居時の条件が変更となった場合は、当該入居者に対し、居室の変更を命ずることができる。

（入居期間）

第8条 国際交流会館に入居できる期間は、次の期間とする。

- （1） 研究員宿舎については、原則として8日以上1年以内
- （2） 留学生宿舎1については、原則として1年以内
- （3） その他、館長が特に必要と認めて許可した期間

（入居許可の取消し）

第9条 入居者が、次の各号の一に該当するときは、入居の許可を取り消し、又は入居を中止させることができる。

- （1） 第5条に定める入居資格を失ったとき。
- （2） 正当な理由なく入居期間の開始日に入居しないとき。
- （3） 正当な理由なく使用料及び寄宿料等を滞納し、督促を受けてもなお納入しないとき。
- （4） 疾病その他保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。
- （5） この規則に違反する行為、その他国際交流会館の管理運営に著しく支障をきたす行為があったとき。

2 前項の規定により入居の許可を取り消された者、又は入居を中止させられた者が被る損失については、大学はその責を負わない。

(受入教員の役割)

第10条 研究員宿舎においては、入居者の受入教員は、入居申請手続き及び入居について、可能な範囲で、必要な援助、助言等を行うものとする。

(使用料及び寄宿料等)

第11条 入居者は、外国人研究者にあつては別に定めるところにより使用料を、外国人留学生にあつては国立大学法人室蘭工業大学授業料等の額並びに徴収方法等規則(平成16年度室工大規則第35号)第2条に定める寄宿料を、納入しなければならない。

2 寄宿料は、入居又は退去の日が月の中途である場合であっても、当該1か月分を納入しなければならない。

3 既納の使用料及び寄宿料は返還しない。

4 入居者は、使用料又は寄宿料のほか、光熱水費その他必要な経費を負担しなければならない。

(施設、設備等の保全)

第12条 入居者は、施設、設備、物品等を常に正常な状態において使用、保全し、かつ防災、保健衛生等に留意し、快適な環境の保持に努め、本学が国際交流会館の管理運営上行う指示に従わなければならない。

(弁償責任)

第13条 入居者は、故意又は重大な過失により、施設、設備、物品等の全部又は一部を滅失、損傷したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退去)

第14条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく退去しなければならない。

(1) 入居期間が満了したとき。

(2) 入居期間満了前に入居を中止するとき。

(3) 第9条の規定により入居を中止させられたとき。

(入居者以外の宿泊)

第15条 国際交流会館には、入居者以外の者を宿泊させてはならない。ただし、館長が特に必要と認められた場合は、この限りではない。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、国際交流会館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月4日から施行する。